

第七十三回  
帝國議會  
貴族院

# 日滿司法事務共助法案特別委員會議事速記録第六號

昭和十三年二月十八日(金曜日)午前十時  
四十七分開會

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ開會致シマス、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法律案ニ付テ外ニ御質問ゴザイマセヌカ……御質問ナケレバ質問ヲ打切ッテ討論ニ入りマス

○林頼三郎君 原案賛成

○子爵富小路隆直君 賛成致シマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 原案ヲ可決致スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 全會一致ト認メマス、原案ヲ可決スルコトニ致シマス、次ニ民事訴訟法中改正法律案ニ付テ御質問ゴザイマセヌカ……御質問ナケレバ打切ッテ討論ニ入りマス

○林頼三郎君 全部原案ニ賛成致シマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 原案ヲ可決スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 全會一致ト認メマス、之ヲ可決スルコトニ致シマス、次ニ民法中改正法律案ニ付テ御質問ゴザイマ

セヌカ

○男爵本多政樹君 先日來二回ニ亙ッテ林委員ノ御質問ニ對スル政府委員ノ御答ヲ綜合致シテ承リマスルト、意思表示ノ公示ニ至ル迄ノ手續ハ非訟事件手續法ニ依ルノガ至當デアリ、且滑カニ參ルヤウニ承リマス、此ノ公示送達ニ關スル規定ノミハ民事訴訟法デナクテハ、非訟事件手續法ニハ規定

ガナイヤウデアリマスカラ、是ハ已ムヲ得ナイモノトシマシテ、此ノ第九十七條ノ二全體ヲ民事訴訟法ノ規定ニ依ッテ運用シヨウトサレル政府側ノ御答辯ニハ、承服シニクイ點ガ多々アルヤウニ伺ヒマス、詰ラナイ憶測カモ知レマセヌガ、若シヤ此ノ改正法案ノ立案ノ當初ニ於テ、將來非訟事件手續法ヲ廢止シタイト云フヤウナ御思召ガ存シテ居ッタノデハナカラウカ、ソレナラバ或ハ斯ウ云フコトニナリハセヌカト云フコト迄モ思ハレルノデアリマス、其ノ點ヲ一ツ御伺シタイト思ヒマス

○政府委員(井上登君) 將來非訟事件ノ一部分ヲ訂正スルヤウナコトニハナルカト存ジマスガ、全部止メテシマフト云フヤウナ考ハナカッタノデアリマス

○男爵本多政樹君 若シ此ノ非訟事件手續法ト申スモノヲ御止メニナル御意思ガナカッタモノトシマスレバ、ドウモ公示ニ至ル迄ノ手續ハ非訟事件手續法ニ依ルノガ至當デハナカラウカト思ハレマス、其ノ點ハ如何デアリマスカ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 速記ヲ止メテ……

(速記中止)

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデヤ速記ヲ始メテ……

○政府委員(井上登君) 御答ヘ致シマス、私共ハ初メカラ全部民事訴訟法ノ規定ヲ準用シテ行ク積リデ立案起草シタノデゴザイマシテ、今日迄ズット其ノ頭デ居リマシタ爲ニ前回ノヤウニ御答辯申上ゲタノデゴザイマス、併シ其ノ後法文ノ字句ガ今回提出致シマシタ法案ノヤウニ變更サレテ見マスト、之ヲ林委員ノ御説ヲ伺ッテ能ク讀ンデ見マスト、成ル程同委員ノ言ハレマスヤウニ、「民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ」ト云フ字句ガ「揭示ヲ爲シ」云々以下ニノミカ、ルヤウニ讀マレルノハ甚ダ自然カト存ジマス、サウナリマス本來此ノ公示ノ方法

ノ性質ガ非訟事件デアリマスカラ、林委員ノ言ハレルヤウニ揭示其ノ他ノ手續ダケガ民事訴訟法ノ規定デ行キ、申立其ノ他ハ非訟事件手續法ノ規定デ行クト云フ解釋ガ當然出テ來ルコトト存ジマス、斯カル解釋ニ依リマシテ、非訟事件手續法ノ規定ニ從ヒウマク運用サレテ行クコトト思ヒマスカラサウ云フヤウニ御諒承願ヒタイト存ジマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外ニ御質問ゴザイマセヌカ

○林頼三郎君 只今ノ政府委員ノ説明ハ言葉ノ表現ニ付テハ多少十分デナイ點ガアリマスケレドモ、其ノ眞意ノ存スル所ハ大體分ツクヤウニ思フノデアリマス、即チ九十七條ニノ意思表示公示ニ關スル手續ハ公示ノ方法ノミハ民事訴訟法ノ規定ニ從ッテ行フノデアルケレドモ、申立ニ關スル其ノ他ノ一切ノ手續、即チ申立ノ方式、代理、審理ノ方法、裁判、之ニ對スル不服ノ申立、其ノ他管轄ニ關スル補充的ノ事柄ト云フヤウナ事ハ此ノ公示申立ノ本質ニ鑑ミマシテ、總テ非訟事件手續法ヲ適用スルノデアアル、斯ウ云フ意味ニ了解シタノデアリマスガ、サウ云フコトニ了解シテ誤リハナイノデアリマセ

ウカ、其ノ點ヲハッキリ今一應伺ッテ置キタ  
イト思ヒマス

○政府委員(久山知之君) 只今林委員カラ  
御述ベニナリマシタ通りニ考ヘテ居リマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外ニ御質問ゴ  
ザイマセヌカ、御質問ナケレバ、質問ヲ打  
切ッテ討論ニ入リマス

○子爵富小路隆直君 原案ニ賛成致シマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 本案ノ採決ヲ  
致シマス、之ヲ可決スルコトニ御異議ゴザ  
イマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 全會一致ト認  
メマス、之ヲ可決スルコトニ致シマス、本  
日ハ此ノ程度デ本會ヲ閉ヂマス

午前十一時十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵岩倉 具榮君  
副委員長 子爵富小路隆直君  
委員

林 頼三郎君  
男爵 本多 政樹君  
瀧川 儀作君

政府委員

司法政務次官 久山 知之君  
司法省刑事局長 松阪 廣政君  
司法省調査部長 井上 登君

貴族院日滿司法事務共助法案  
特別委員會議事速記録第三號  
正誤

頁	一	誤	正
段	四	分離的	文理的
行	二	分離的	文理的
行	二	分離的	文理的
行	一	分離的	文理的
行	一	檢事總長	刑事訴訟法